平成２５年（フ）第７２号
宮崎県東臼杵郡門川町大字庵川3036番１
債務者　木下　正男
１　決定年月日時　平成25年７月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第７３号
宮崎県東臼杵郡門川町大字庵川3036番地１
債務者　木下久美子
１　決定年月日時　平成25年７月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第１０８号
秋田県潟上市天王字長沼52番地11　コーポ西村Ｉ号棟２－３
債務者　越後谷厚子
１　決定年月日時　平成25年７月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７３号
福島県岩瀬郡天栄村大字牧之内字児渡71番地１
債務者　青木　功治
１　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第２１号
兵庫県揖保郡太子町佐用岡1012番地32
債務者　七條　英丈
１　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第１８号
高知県高岡郡津野町新土居1228番地１
債務者　田中　　登
１　決定年月日時　平成25年７月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２５年（フ）第１９号
高知県高岡郡中土佐町久礼6608番地
債務者　長瀧　正博
１　決定年月日時　平成25年７月３日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２５年（フ）第３３号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪980番地１沢町営住宅122
債務者　中山　　浩
１　決定年月日時　平成25年７月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第９４号
静岡県富士市荒田島町５番１号　コーポ野村101号、前住所静岡県富士市中央町２丁目２番15号　原やビル302号
債務者　前島　匡俊
１　決定年月日時　平成25年７月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第３９０号
熊本市中央区上水前寺２丁目25番８号　大和レジデンス200、前住所熊本市東区戸島１丁目４番65号
債務者　坂本阿蘇彦
１　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４１７号
熊本市南区刈草３丁目18番２号　コーポ石浦１－Ｆ
債務者　小山　瑞恵（旧姓荒巻）
１　決定年月日時　平成25年７月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４５０号
神戸市須磨区白川台２丁目37番地の３　12―495号
債務者　冨井　真吾
１　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６５号
福島県伊達市月舘町月舘字松橋川原４番地市営住宅清水ヶ丘135号
債務者　原田八恵子
１　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第７５４号
名古屋市千種区内山３丁目６番14号　山八第二ビル403号
債務者　安藤　達也
１　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８９０号
名古屋市守山区西新４番20号　ＳＫＹ155ビル305号
債務者　安孫子美恵子（旧姓中野）
１　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０４号
広島県福山市川口町３丁目18番９号　フェアリーランドＣ201
債務者　坂田　　稔
１　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係